

(様式 1)

平成 25 年 4 月 1 日

長久手市教育委員会御中

申 請 者

住 所 長久手市武蔵塚 101-3 まちづくりセンター活動室

団 体 長久手おやこ劇場

代表者 木本直子

連絡先電話番号



後援・推薦名義の使用について (依頼)

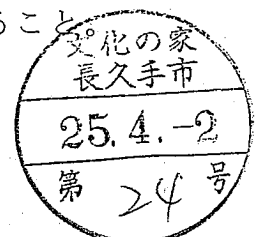
下記のとおり行事を開催しますので、**後援**・推薦名義使用を承認してください。

※推薦扱いとする

記

行 事 名	長久手おやこ劇場 中学生以上例会「左手のピアニスト・智内威雄」
行 事 の 目 的	舞台芸術を通しての子どもたちの豊かで健やかな育成
主 催	長久手おやこ劇場
その他の後援・ 推 薦 依 頼 先	長久手市
開 催 の 期 日	平成 25 年 6 月 7 日 (金)
開 催 の 場 所	長久手市文化の家 森のホール
入 場 料	会費で賄われます。当日入会は 2200 円 (入会金 1000 円+月会費 1200 円)。今回のみの場合は 3400 円。
対 象 者	中学生～大人
前 回 の 開 催 日	
内 容	左手だけで演奏するピアニスト・智内威雄氏によるピアノコンサートとトーク。病に負けず、弱点を長所にすることで新境地を開いた智内氏と出会い、困難に立ち向かい、諦めないことの大切さを音楽と語りを通して中学生・高校生・青年たちに伝える演奏会。 上演時間 75 分。

- * 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること
- * 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること



長久手おやこ劇場会則

前文 1951年に定められた「児童憲章」には、「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられる。」と書いてあります。その後1994年に批准された「子どもの権利条約」第31条では、子どもには発達に必要な休息と自由に過ごす時間をとる権利があり、子どもたちが文化的芸術的な活動に参加したり、遊びなどのさまざまな活動へ参加することを尊重し、参加を奨励しています。私たち「長久手おやこ劇場」は、これらにうたわれている精神にしたがって、子どもたちが一人の人として尊ばれ、幼い頃より優れた舞台芸術に触れ、遊びや様々な活動を通して仲間の中で育ち合うことで、豊かな子ども時代を保障する活動をすすめます。これらの活動をとおして子どもたちを人間性豊かに育て、子どもを愛し、子どもの幸せのために平和を願い、地域のすみずみに文化的で豊かな人間関係を広げます。

第一章 総 則

第1条 この会は、目的に賛同する会員によって構成する自主的な会であり、「長久手おやこ劇場」と呼びます。

第2条 この会の事務所は長久手市内におきます。

第二章 目的と活動

第3条 この会は、子どものための舞台芸術と会員自身による自主的な活動をとおして、子どもたちの豊かな成長をはかります。

第4条 この会の目的を達成するために、次の活動を行います。

- 1 子どものための舞台芸術を軸にした「例会」をつくります。
- 2 会員の自主的な活動をすすめます。
- 3 子どもの文化状況をみつめ、系統的な研究活動を行います。
- 4 子どもの文化・教育に関する諸団体と連携交流します。
- 5 機関紙・ニュースなどを発行します。
- 6 その他この会の目的に添った諸活動を行います。

第三章 会 員

第5条 この目的に賛同する大人と子どもは所定の手続きをして、自主的に会員になることができます。

第6条 会員は会の目的達成のために会費を拠出し、活動を共につくります。在籍は2ヶ月以上とします。

第四章 組織・運営

第7条 (サークル)会員はサークルに所属し、サークルを単位に活動します。各サークルは、サークル代表者を選びます。

第8条 サークルは子どもの成長発達に視点を置いて編成し、3世帯以上で構成します。

第9条 (総会)総会はこの会の最高議決機関で、各サークルから選出された代議員によって構成されます。

- ① 代議員はサークルから、1名選出します。
- ② 総会は代議員の1/2以上の出席によって成立します。総会の議決は出席代議員の2/3以上の賛成を必要とします。
- ③ 総会は、毎年1回、年度末から3ヶ月以内に運営委員長が召集します。ただし、委員会が必要と認めた場合、又は会員の1/3以上の要望があった場合は、運営委員長は、1ヶ月以内に臨時総会を召集するものとする。
- ④ 次の事項の決定は総会の議決を必要とします。

* 年間活動計画と方針(例会企画・活動計画・課題)

* 予算・決算の承認

* 役員の選出

* 会則の改廃

0 第10条 この会に、次の役員をおきます。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| ① 運営委員長 | 1 名 | ② 副運営委員長 | 若干名 |
| ③ 運営委員 | 若干名 | ④ 委員 | 若干名 |
| ⑤ 事務局長 | 1 名 | ⑥ 事務局 | 若干名 |
| ⑦ 会計監査 | 2 名 | | |

第11条 役員は総会で選出され、任期は1年とします。ただし、再選は妨げません。

第12条 (委員会)委員会(サークル代表者会)は総会で選出された役員とサークル代表者で構成し、総会に次ぐ決定機関とします。

第13条 委員会は構成員の1/2以上の出席によって成立し、その議決は出席者の2/3以上の賛成を必要とします。

第14条 委員会(サークル代表者会)は第4章 第9条の4項に定める以外のことを決定します。

第15条 運営委員会は総会・委員会(サークル代表者会)の決定に従って、会務の執行にあたります。又、この会の活動が円滑に行われるよう必要な措置をとることができます。

第16条 運営委員会は総会で選出された、運営委員長・副運営委員長・運営委員・事務局長で構成され、その決定は構成員の2/3以上の賛成を必要とします。

第17条 (専門部)、この会の活動が円滑にするため、運営委員会のもとに専門部を置くことができます。

第18条 専門部の部長は運営委員があたります。

第19条 専門部の運営は部長のもとに、総会で承認された専門部員があたります。ただし会員は、誰でも専門部員になることができます。

第20条 (事務局)この会は運営委員会のもとに、事務局を設け会の運営に関する事務を行います。

第21条 事務局に関する規定は別に設けます。

第五章 財 政

第22条 この会の目的達成のための活動および運営に要する経費は、会費・入会金および会に対する寄付金等をもって充当します。

第23条 この会の会計年度は、9月1日から翌年の8月31日までとし、年度末に会計監査を受け、総会の承認を受けます。

第24条 会費は月額で、(おとなも子どもも1人)1200円とします。入会金は、(おとなも子どもも1人)1000円とします。

第六章 会則の改廃

第25条 この会則の改廃は総会において出席者の2/3以上の賛成によって決定されます。

付 則

第26条 この会の執行に必要な事項は、運営委員会で細則を定めます。

第27条 この会則は、2013年4月1日から施行します。

団体概要

団体名称 長久手おやこ劇場

発足年月日 2013 年 4 月 1 日

事務所所在地 長久手市武蔵塚 101 番地 3 長久手市まちづくりセンター 2 階活動室

代表者名 木本直子

目的 子どもたちが優れた生の舞台芸術と出会いながら、遊びや語り合いに広げ、仲間の中で育ち合うことを目的としています。子どもたちが一人の人として尊ばれ、豊かな子ども時代を過ごすことを保障する活動をすすめます。そして、これらの活動をとおして、子どもたちを愛し、子どもたちの幸せのために平和を願う、文化的で豊かな人間関係を地域に広げることが目的としています。

沿革

「おやこ劇場」は 1966 年、福岡市に住むお母さんたちの手で生まれ、その後、全国各地に広がりしました。1990 年 10 月 20 日、日進町民会館（現 日進市民会館）の完成を機に、名古屋おやこ劇場から「日進おやこ劇場」が独立し、日進・長久手・東郷をエリアに活動を開始しました。

長久手地区は「日進おやこ劇場 長久手ブロック」として活動を続け、2013 年 3 月 31 日現在 199 名の会員がいます。長久手市は、近年開発が目覚ましく、子どもたちの数が増えていることを受け、より地域に根差した活動を目指し、2013 年 4 月「長久手おやこ劇場」として独立します。

主な活動内容

- ・子どもたちのための舞台鑑賞会を毎年 8～10 回行う。
- ・創造団体による子どもたちに向けた体験活動（ワークショップ）を行う。
- ・子育て・文化に関する講演会を開く。
- ・キャンプ、子ども市、季節の行事など、子どもたちの「やってみたい」という気持ちを大切につくる活動を行う。

	舞台鑑賞会	ワークショップ・講演会	その他の行事
4月	5日 劇団なんじゃもんじゃ「悔悟の記録」(文化の家 風のホール) 21日 JIN OFFICE「サイレント・コメディー・マジック」	インファント・マッサージ講座(交流プラザ 多目的室)	7日 まちセンまつり参加「子ども市」(まちづくりセンター)
5月	18日 ほんわかシアター「かあちゃんだあーいすき！」(文化の家 音楽室)		
6月	7日 智内威雄「左手のピアニスト」(文化の家 森のホール)	2日 北島尚志氏講演会・大人のためのあそびワークショップ(文化の家 光のホール・図書館)	
7月	13日 日本音楽企画「打楽器レボリューション！」(文化の家 森のホール) 21日 人形劇団むすび座「おまえうまそうだな・ねずみのすもう」(文化の家 舞踊室)	日本音楽企画ワークショップ(長久手公民館希望) むすび座訪問交流会(むすび座・名古屋市緑区)	
8月			夏祭り おやこキャンプ(岐阜県多治見市)
9月		21～23日 アフタフ・バーバンワークショップ「校区たんけん」	
10月			ハロウィン・パーティー
11月	3日 アフタフ・バーバン「シアター・うん・どうかい」(長久手公民館希望) リーフ企画「Bum ! Bum ! スマイル」		
12月		むすび座事前交流会 子育て講演会(文化の家 光のホール希望)	
H26年 1月	17日 人形劇団むすび座「The Wish List」(文化の家 森のホール) 26日 くわえパペットステージ「あなたがうまれるまで」(文化の家 舞踊室希望)		
2月			
3月			文化まつり(福祉の家 集会室希望)

長久手おやこ劇場 第1年度予算(平成25年4月～8月)
備考

【収入】

会費	1,434,000	1,200円×財政基礎数239人×5ヶ月
入会金	55,000	1,000円×55人
わたり会費	30,000	1,000円×30人
特別会費	0	
雑収入	0	
設立準備金	620,000	日進おやこ劇場から42万円(うち印刷機・コピー機代15万) ブロック費20万円
利息	0	
合計	2,139,000	

【支出】

総会費	15,000	会場費・資料印刷代など
例会費	1,090,000	
例会研究費	5,000	下見費用など
活動費	120,000	運営委員長・事務局長(3000円) 運営委員・事務局員(2000円)
分担金	140,000	おやこ劇場東海連絡会64円×200人×12=153,600円 おやこ劇場愛知連絡会30,8円×200人×12=73,920円 例会パンフレット 30,000円
事務所費	150,000	30,000円×5ヶ月
会議費	10,000	会場費・印刷代など
旅費交通費	20,000	東海連絡会・愛知県連絡会の研修会・会議への交通費
通信費	35,000	
事務費	35,000	会員手帳作成10,000円 コピー印刷代10000円 紙10000円 その他5,000円
資料購入費	5,000	
宣伝費	150,000	リーフレット・ホームページ・ポスターなど
雑費	32,000	
学習会予備費	0	
創立記念事業	150,000	
予備費	182,000	印刷機・コピー機購入 新事務所準備金
合計	2,139,000	

長久手おやこ劇場 運営委員名簿

運営委員長 関根千寿 長久手市

運営委員 広中省子 長久手市

運営委員 鈴木美香 長久手市

運営委員 石川桐子 長久手市

事務局長 木本直子 長久手市

事務局員 鈴木厚子 長久手市

会員数 199名 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

長久手おやこ劇場 中学生以上例会
左手のピアニスト・智内威雄
収支計画書

<収入>

会費一人1200円×118人分＝ 141,600

<支出>

上演料	(¥111,111の内3割)	33333
交通・運搬費	(¥13,740の内3割)	4122
会場費	(¥60,000の内3割)	18000
宿泊費	(¥7,000の内3割)	2100
食費	(¥5,250の内3割)	1575
音楽著作権料	(¥20,000の内3割)	6000
調律費	(¥20,000の内3割)	6000
予備費	(¥30,000の内3割)	9000
宣伝費		10000
事前交流費		50000
雑費		1470
合計		141600

* 備考

日進おやこ劇場との合同例会のため、共同する経費については、3割が長久手おやこ劇場経費となります。

長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準

(行事名 長久手おやこ劇場 中学生以上例会「左手のピアニスト・智内威雄」)

審 査 項 目		判断 (事務局。該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか	○	
	風紀上好ましくないものでないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	他の団体の後援又は推薦があるか。特に映画、スライド及び紙芝居の催し物については、「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」作品であるか	長久手市 (予定)	
	その規模が広範囲にわたり、一般市民を対象とするもので、一地区に限られていないか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること	推薦とする	
主催者について	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか (予定、未定となっていないか)	○	
	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	